

学校における働き方改革推進計画

(2026 - 2030)

令和8年4月

芳賀町教育委員会

目 次

I. 計画の趣旨・現状	1
II. 目標	3
III. 計画の期間	3
IV. 実施する業務量管理・健康確保の措置の内容	...	4
V. 関連する取組、今後のフォローアップについて	...	8

I. 計画の趣旨、現状

1 計画の趣旨

本町においては、平成 31(2019)年に「学校における働き方改革推進プラン(第 1 期)」、令和 4 (2022)年に「学校における働き方改革推進プラン(第 2 期)」を策定し、学校における働き方改革の取組を推進してきた。

そうした中、国においては、令和 6 (2024)年度の中央教育審議会『『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について (答申)』を踏まえて、令和 7 (2025)年 6 月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 (以下「給特法」という。)等の改正が行われ、全ての教育委員会に対し、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表や総合教育会議への報告等を義務づけた。また、給特法等の改正を受けて、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下「国指針」という。)の改訂も行われた。

本町の第 2 期プランは、令和 4 (2022)年度から令和 8 (2026)年度までを計画期間として定めていたところであるが、国指針の改定を受け、より現在の課題に即した実効性のある内容にするために、第 2 期プランを計画期間の終期を待たずに全面改定し、新たに「学校における働き方改革推進計画」(以下「本計画」という。)を策定した。

芳賀町教育委員会では、教職員が、心身ともに健康で、いきいきとやりがいをもちながら、本来的な業務に着実に取り組むことができる環境を整備することにより、教育の質の更なる向上を図ることを目指し、学校における働き方改革を推進していく。

なお、本計画は、給特法第 8 条第 1 項の規定に基づき教育委員会が策定する「教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付ける。

2 本町の状況

芳賀町では、第 2 期プランにおいて、次のような目標を立て、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

- ・教員の時間外在校等時間を 1 か月当たり 45 時間以内、1 年間の合計時間を 360 時間以内とする。
- ・業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した教員の割合を増やす。

こうした取組の結果、令和 7 年度における芳賀町の教職員の時間外在校等時間の状況は次のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 34 時間	22.6 %	1.7 %
中学校	月 48 時間	46.7 %	14.1 %

令和7年度の時間外在校等時間は、小学校3校平均で月34時間、中学校で48時間となった。令和7年度以前と比べると、月45時間以内を達成する教職員が増加している。これは業務の精選や日課の工夫、校務のデジタル化などによって働き方改革が進んだ結果と捉えることができる。

一方で、学級減に伴う教職員数の減少や指導困難な児童生徒への対応等により、一人当たりの業務量が増加し、時間外在校等時間が増えた学校も見られた。また、月45時間や月80時間を超える職員も依然として存在する。中学校では45時間超および80時間超の割合が減少するなど一定の成果は見られるものの、部活動の指導に費やす時間は未だ膨大であり、部活動の地域展開の充実を速やかに図る必要がある。

II. 目標

1 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和7年度の数値】

① 休みのとりやすい環境を整備し、年間の年次休暇の取得日数 15 日を目指す。

【13日】

② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%まで減少させる。

【11.8%】

2 時間外在校等時間に関する目標

③ 教職員の時間外在校等時間を 1 か月当たり 45 時間以内、1 年間の合計時間を 360 時間以内とする。

④ 教職員の時間外在校等時間が 1 か月当たり 80 時間を超える教員の割合を令和 9 (2027)年度までに 0 %とする。

III. 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

IV. 実施する業務管理・健康確保措置の内容


本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

1 「業務の3分類」に関すること

学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**服務監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➤ 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校ごとの議論**を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<p>1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）</p> <p>4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築</p>	<p>6 調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施</p> <p>7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画</p> <p>8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討</p> <p>9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師が授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討</p> <p>10 校舎の開錠・施錠 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進</p> <p>11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や、輪番等を促進</p> <p>12 校内清掃 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進</p> <p>13 部活動 部活動の地域展開・地域連携を推進</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画</p>	<p>14 給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教諭等が対応</p> <p>15 授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進</p> <p>16 学習評価や成績処理 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進</p> <p>17 学校行事の準備・運営 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討</p> <p>18 進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進</p> <p>19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進</p>

(参考：文部科学省作成資料)

(1) 学校以外が担うべき業務

【主な取組】

(1) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ◆ 始業前の児童生徒の見守りや放課後の学校施設使用等について、児童生徒の実態や学校の実情等を踏まえ、地域住民や保護者、OB等の外部人材の活用について、検討する。

(2) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ◆ 保護者・地域・警察等との連携を図り、地域全体で校外における児童生徒の安全を見守ることのできる仕組みを構築する。

- ◆ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有し、警察が保護者に直接連絡する仕組みを構築する。
- (3) 学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）
- ◆ 学校徴収金の徴収は口座振り込みを原則とする。
- (4) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
- ◆ ボランティア・コーディネーターを積極的に活用し、地域連携教員の負担軽減を促進する。
- (5) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
- ◆ 栃木県カスタマーハラスメント防止条例を踏まえ、カスタマーハラスメント対応について検討する。
 - ◆ 町教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口の設定を検討する。
 - ◆ 困難な事案への迅速かつ適切な対応に向け、スクールロイヤー（弁護士）による法律相談や研修会を通じて学校を支援する。
 - ◆ スクールロイヤーと保護者等が直接対応できるような仕組みづくりについて、検討していく。

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

【主な取組】

- (1) 調査・統計等への回答、学校広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑥⑧関係）
- ◆ 町教育委員会において、調査の対象・頻度・時期・内容・様式等を精査することによって、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ◆ 町教育委員会は、学校へ送付する文書量の縮減に努める。併せて、教職員を通じた児童生徒等への通知依頼文等についても量の縮減に努める。
- (2) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理、校舎の開錠・施錠、校内清掃（「3分類」⑨⑩⑫関係）
- ◆ 警備会社と連携したり、職員間の役割分担を見直したりすることで、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。
- (3) 部活動
- ◆ 部活動指導員を適切に配置する。
 - ◆ 令和 11 年度中に、原則、休日すべての部活動の地域展開を実現する。平日

の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

(3) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

【主な取組】

(1) 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ◆ 教材の印刷や採点の補助等教師が担うことの出来る業務等については、積極的に教員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行う。
- ◆ デジタル技術の活用等による負担軽減を促進する。

(2) 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ◆ 関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教職員と教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。

(3) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ◆ 児童生徒の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教職員との協働を促進する。
- ◆ 不登校児童生徒への対応にあっては、関係機関等と連携して効果的な支援を促進する。

2 「学校における措置の推進」に関すること

(1) 教育課程に関すること

【主な取組】

- ◆ 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。または、年間の見通しが立った段階で、必要に応じて見直しを行う。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制との整合を図りつつ、適切な編成となるよう再検討する。
- ◆ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(2) 業務の見直しに関すること

【主な取組】

- ◆ 放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行う。
- ◆ 欠席連絡や文書管理等の校務について、デジタル技術を活用した効率化を推進する。
- ◆ オンラインや統合型校務支援システムを活用し、相談や教材・教具等を共有できる体制を整備する。
- ◆ 改正学校教育法の規定による学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置は、本計画に適合するものとする。
- ◆ 学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めるよう指導を徹底する。
- ◆ 学校運営協議会や学校評議員等を活用し、地域と学校の連携を促進し、学校内の業務や勤務時間の実態の共有や学校が担っている業務の一部を地域学校協働活動の一環として実施するなど、保護者及び地域住民その他の関係者との連携による教職員の業務の分担の見直しや適正化を図る。

3 「教職員の健康及び福祉の確保に関する取組」に関すること

【主な取組】

- ◆ 勤怠管理システムによる客観的な方法で、出退勤時刻を把握する。
- ◆ 終業から始業までに 11 時間以上の継続した休息时间（勤務間インターバル）の確保に取り組む。
- ◆ 管理職は、教職員の勤務時間を平準化し、1 か月当たりの時間外在校等時間が 80 時間を経過した教職員がいた場合は、翌月までに解消するよう取り組む。
- ◆ 1 か月当たりの時間外在校等時間が 80 時間を超えた教職員に対し、産業医等による面接指導を実施する。
- ◆ 完全退勤時刻を設定し、時間を意識した働き方を推進する。
- ◆ 各月で定時退勤日を設定する。
- ◆ 全ての学校においてストレスチェックを実施するとともに、その集団分析結果等を活用して職場環境の改善を推進する。
- ◆ 心身の健康問題について、公立学校共済組合が設置する相談窓口を活用するとともに、当該窓口の周知を図る。
- ◆ 能力・行動評価の「時間管理の意識をもって業務改善に取り組み、自己の心身の健康を保持するよう努めている」という項目に関連し、より一層働き方改革を意識した取組に努めさせる。
- ◆ 町教育委員会は、学校長等管理職との面談を通じ、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、当該学校における教職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策の検討及び実施の支援その他の取組を行う。

V. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 計画の公表

- ◆ 本計画について、町のホームページに掲載する。

(2) 実施状況の把握等

- ◆ 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本町で導入している勤怠管理システムで把握する。
- ◆ 働きがい等に関する目標の達成状況については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ◆ ワーク・ライフ・バランスに関する目標の達成状況については、年次休暇の平均取得日数から把握する。

(3) 実施状況の公表

- ◆ 勤怠管理システムの分析結果を、町のホームページに公表する。

(4) 総合教育会議

- ◆ 計画の策定、変更の報告を行う。
- ◆ 実施状況の報告を行う。

(5) フォローアップ

- ◆ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。※
- ◆ 働き方改革マネジメント等に関する研修の推進に努める。

※学校における実施の確保のための措置

・公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第 42 条関係】

・公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。(学校運営協議会を置く学校)

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 関係】